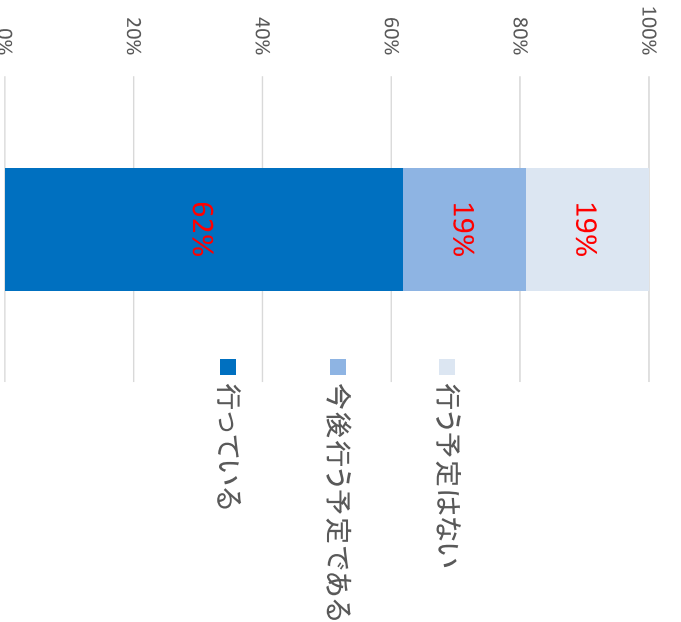


## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 契約金額変更の申出状況

- ▶ 「今後行う予定を含め、申出を行っている」割合は約80%。一方、約20%において「申出を行わず予定はない」と回答している。



※P13 下請から相談があった場合、発注者へ相談している(71%)。

**申出を行う予定はないと回答した場合(19%)、その理由**

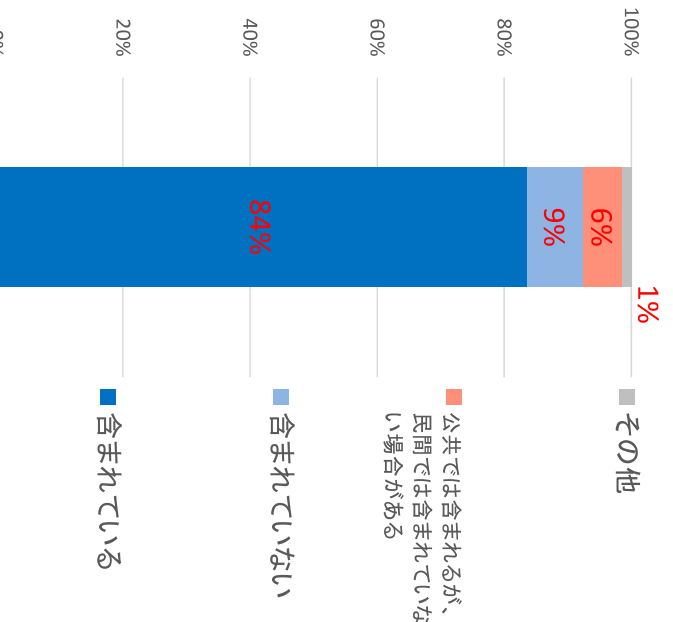
- ◆ 受注時に将来の物価上昇分も踏まえて受注金額を決定しているため、発注者の理解を得るのが難しいため。企業努力で収まらない場合は協議することもある。
- ◆ 契約条項には含まれているが、民間建築工事において当該条項による変更契約は通例として実施していないため。
- ◆ 当初契約の範囲内であれば行っていないため。ただし、追加が出れば、その時点の物価変動に応じた単価での変更を願うことはある。
- ◆ 建築工事は発注者と契約してから、鋼材関係もすぐに業者と契約してしまうので、(当社としては) あまり上昇の影響を受けにくいと思われるため。

4

## 調査結果 (受発注者間)

## ■ 物価等の変動に基づく、契約変更条項の有無

- ▶ 約80%が「含まれている」状況だが、「公共では含まれるが、民間では含まれていない場合がある」といった、発注者の属性によっても異なる状況もみられた。



**含まれていないと回答した場合(9+6=15%)、その理由**

- ◆ 資材等は契約直前で資材業者から押さえるため、変動の影響を受けないため。
- ◆ 民間工事において含まれていない理由は、物価上昇について施主に説明しているが、受け入れてもらえず契約書に明記出来ない場合があるため。(公共工事では公共約款に物価変動に関する契約条項が含まれている)
- ◆ 民間工事に関しては、物価変動の条項を含め交渉しているが、顧客からの要望により物価変動の条項を削除せざるをえない状況もあるため。民間工事の2割程度は物価変動の条項を認めてもらえていない。

- ◆ 公共工事では契約書等にスライド条項を含むが、民間の発注者は「物価変動リスクは請負者負担」という考えが根深い傾向があり、見積り要綱等に見積提出後の物価上昇等による請負金の変更が認められず、質疑においても物価上昇に対する請負金の変更が否定されるケースが多い

19

3







































